

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号。以下「条例」という。）第49条の規定並びに千葉市火災予防規則（昭和56年千葉市規則第49号。以下「規則」という。）第39条及び第40条の規定に基づく防火対象物の消防用設備等の状況の公表について必要な事項を定めるものとする。

(局長及び署長の責務)

第2条 消防局長（以下「局長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、利用者等が防火対象物の利用について適切に判断できるよう、公表を適正に行わなければならない。

(公表の対象となる違反の取扱い)

第3条 公表の対象となる違反の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 規則第39条第2項に規定する「設置されていないこと」とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具（当該避難器具を消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）第23条第4項第7号に規定する特定一階段等防火対象物に設置しなければならない場合に限る。以下この号及び次号において同じ。）の設置が義務となる防火対象物において、当該設備が一切設置されていない（当該防火対象物の階に避難器具が一切設置されていない場合を含む。）こととする。
- (2) 規則第39条第2項に規定する「主たる機能が喪失していること」とは、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）で規定する点検基準に基づく総合点検の実施結果等から、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備又は避難器具の本来の機能が損なわれている状態にあると認められることとする。
- (3) 前2号の場合において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条の適用を受ける防火対象物の部分ごと、令第9条の適用を受ける防火対象物の部分

ごと又は施行規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物における特定の用途部分ごとに設置義務が生じるときも同様とする。

(報告及び公表の決定)

第4条 査察員は、立入検査において、公表の対象となる違反を認めた場合は、立入検査結果通知書により署長に報告するものとする。

2 署長は、前項の報告を受けた場合は、査察員に当該違反の調査を行わせるものとする。

3 前項の調査を命じられた査察員は、千葉市予防査察規程(平成28年千葉市消防局訓令(甲)第8号。以下「規程」という。)第33条の規定に基づき、調査した結果を違反調査報告書(規程様式第16号(その1))により署長に報告するものとする。

4 署長は、前項の報告を受けた場合は、規則第39条の規定により、当該防火対象物の公表の要否を決定する。

(公表の予告)

第5条 署長は、前条の規定により公表の必要を認めた場合は、公表の予告をするものとし、立入検査結果通知書の余白部分に、指導すべき事項及び公表する日(以下「公表予定日」という。)を記載し、関係者に対し立入検査結果通知書を交付する。

(公表依頼)

第6条 署長は、前条の規定により立入検査結果通知書を関係者に交付した場合は、公表通知及び公表情報掲載依頼書(様式第1号)に、次に掲げる資料を添付し、当該通知書を交付した日から千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)の日数を除く3日以内に局長へ公表を依頼するものとする。

(1) 立入検査結果通知書の写し

(2) その他必要と認める資料

2 前項の依頼を受けた場合又は局長が公表の予告をした場合は、当該内容について予防部予防課及び予防部指導課において情報共有するものとする。

(公表の通知)

第7条 局長は、前条の規定により依頼を受けた場合は、関係者に対し、公表予定日の7日前までに、公表する旨を公表通知書

(様式第2号)により使送又は郵送で通知する。

2 局長は、関係者に対し、公表の対象となる違反を是正した場合は、その旨を連絡するよう指導するものとする。

(公表の実施)

第8条 局長は、公表の対象となる違反が公表予定日までに是正されない場合は、規則第40条第1項の規定に基づき、次に定めるところより公表するものとする。

(1) 規則第40条第1項第1号のインターネットを利用する方法は、千葉県消防局ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)へ公表情報を掲載して行うこととし、当該ウェブサイトへの掲載及び掲載した情報の更新等の事務は、予防部予防課において行うものとする。

(2) 規則第40条第1項第2号の閲覧の要請があったときは、要請時点のウェブサイトの情報を印刷し、閲覧させるものとする。

(情報提供)

第9条 予防部指導課は、公表の対象となる違反に係る消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(施行規則別記様式第1号の2の3の2)(以下「検査済証」という。)を交付したときは、管轄消防署予防課及び予防部予防課にその旨を情報提供するとともに検査済証の写しを送付するものとする。

(是正の確認)

第10条 署長は、関係者から公表の対象となる違反を是正した旨の連絡を受けた場合は、是正状況を確認するものとする。ただし、検査済証が交付された場合はこの限りでない。

(公表の削除等)

第11条 署長は、公表の対象となる違反が是正されたことを確認した場合は、公表情報削除(訂正)依頼書(様式第3号)に、次に掲げる資料を添付し、速やかに局長へ公表情報の削除を依頼するものとする。

(1) 検査済証の写し等の違反の是正が確認できる資料

(2) その他必要と認める資料

2 署長は、公表の対象となる防火対象物に複数の公表の対象となる違反が存する場合において、いずれかの違反が是正されたときは、その都度、公表情報の削除を依頼するものとする。

3 局長は、前2項の規定により、公表情報の削除を依頼されたときは、速やかに当該情報を削除する。

4 前各項の規定は、公表情報の訂正をする場合にも適用する。
(ウェブサイト掲載等の事務)

第12条 第8条第1号の事務は、原則として市の休日を除く日の8時30分から17時30分までの間に行うものとする。
(準用)

第13条 規程第4条の規定に基づき局長が査察を執行する場合の公表に関する事務にあつては、第4条、第5条、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「署長」とあるのは「局長」と、第7条中「前条の規定により依頼を受けた場合は、関係者に対し」とあるのは「関係者に対し」と、第11条第1項中「公表情報削除(訂正)依頼書(様式第3号)に、次に掲げる資料を添付し、速やかに局長へ公表情報の削除を依頼」とあるのは「速やかに公表情報を削除」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

公表通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市消防長



あなたの所有・管理・占有する防火対象物に関し、 年 月 日に立入検査結果通知書により通知した指摘事項のうち、千葉市火災予防規則第39条第2項で規定する公表の対象となる違反が認められるので、千葉市火災予防条例第49条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 公表する事項

防火対象物の 名称及び所在地	フリガナ 名称	
	所在地	
公表の対象となる 違反の内容		
その他		

2 公表の方法

- (1) 千葉市消防局ウェブサイトへの掲載
- (2) 消防局、消防署及び消防出張所での閲覧

3 公表予定日

年 月 日

4 その他

- (1) 上記1の公表の対象となる違反を是正した場合は、次の問合せ先へ連絡してください。
- (2) 公表日前に違反の是正を確認したときは、当該違反事実については公表しません。
- (3) 公表後に違反の是正を確認したときは、公表情報を削除します。

問合せ先

課

電話 ()

